* **この運営規程は参考例です。各事業所の状況に併せて適宜変更してご利用ください。四角で囲んだ部分については必ず各事業所用に修正又は削除が必要です。また、見出しに★印のついた条項は必ず記載が必要ですので、ご留意ください。**

△△ホームヘルパーステーション居宅介護運営規程

（事業の目的）★

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会が開設する　△△ヘルパーステーション（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・（以下、「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）★

第２条　事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、行動時の危険を回避するために必要な援護及び外出時の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

２　居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

３　居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　（１）名　称　△△ホームヘルパーステーション

　（２）所在地　○○市○○町○○○番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）★

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　（１）管理者　　１名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

　（２）サービス提供責任者　介護福祉士　１名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

　（３）従業者　　８名以上（常勤職員４名以上、非常勤職員４名以上）

従業者は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。うち、行動援護に従事する従業者は、４名以上（常勤職員３名以上、非常勤職員１名以上）とする。

　（４）事務職員　　１名以上（常勤職員１名）

その他の職種の従業者がいる場合は、適宜記載してください。

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）★

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。

ただし、１２月２９日から１月３日までと、国民の祝日を除く。

　（２）営業時間　　午前８時から午後６時までとする。

　（３）サービス提供日　年中無休。

　（４）サービス提供時間　午前６時から午後９時までとする。

（居宅介護等を提供する主たる対象者）★

第６条　事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）居宅介護

ア　身体障害者

イ　知的障害者

ウ　障害児（１８歳未満の身体障害児、知的障害児）

エ　精神障害者（１８歳未満の精神障害者を含む）

オ　厚生労働大臣が定める難病患者等

（２）重度訪問介護

ア　身体障害者

イ　身体障害児（１５歳以上で、児童福祉法６３条の４の規定により児童相談所長が利用を認めた児童に限る）

ウ　知的障害者

エ　精神障害者

オ　厚生労働大臣が定める難病患者等

（３）同行援護

　　ア　身体障害者

イ　障害児（１８歳未満の身体障害児）

ウ　厚生労働大臣が定める難病患者等

（４）行動援護

ア　知的障害者

イ　障害児

ウ　精神障害者

エ　厚生労働大臣が定める難病患者等

（居宅介護の内容）★

第７条　事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

　（１）居宅介護計画、重度訪問介護計画、行動援護、同行援護計画の作成

（２）身体介護

　　　ア　食事の介護

　　　イ　排せつの介護

　　　ウ　衣類着脱の介護

　　　エ　入浴の介護

　　　オ　身体の清拭、洗髪

　　　カ　通院等の介助

　　　　キ　その他必要な身体の介護

　（３）通院乗降介助

通院等のために、従業者が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、屋内外での移動の介護、受診手続き等の介助等を行う。

　（４）家事援助

　　　　ア　調理

　　　　イ　衣類の洗濯、補修

　　　　ウ　住居等の掃除、整理整頓

　　　　エ　生活必需品の買い物

　　　　オ　関係機関との連絡

　　　　カ　その他必要な家事

（５）重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

（６）同行援護

　　　視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行う。

（７）行動援護

　　　行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護（行動の前後を含む）、外出時における移動中の介護等の支援を行う。

　（８）前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

　　　　（２）から（７）に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

（利用者から受領する費用の額等）★

第８条　居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、１㎞あたり○○円を乗じて得た額とする。

３　電車・バス等を利用して重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。

４　前２項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

５　第１項、第３項及び第４項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第１項については受領証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

前２項で費用を徴収しない場合は記載不要です。

（通常の事業の実施地域）★

第９条　通常の事業の実施地域は、○○市、□□町の全域とする。

（緊急時等の対応）★

第１０条　従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

（苦情解決）

第１１条　事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）★

第１２条　事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

「～の一部」と記載する場合は、どの部分かが分かるような地図を添付してください。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待防止委員会の年１回以上の開催

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

　（１）採用時研修　　採用後３か月以内

（２）継続研修　　　年２回以上

２　従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

３　雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

４　事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から５年間保存するものとする。

（委任）

第１４条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人△△会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　　附　則

　この規定は、平成１８年１０月１日から施行する。

**この規程は、平成２３年１０月１日から一部変更し施行する。**

施行日は事業開始予定日と同日としてください。